

羽村市地域クラブ活動団体

『TEAM はむら』

実施ガイドライン



羽村市教育委員会

目 次

- 1 はじめにー「TEAMはむら」とは
- 2 「TEAMはむら」が目指すもの
- 3 「TEAMはむら」に登録するには
- 4 「TEAMはむら」活動ガイド
- 5 よくある質問
- 6 その他
- 7 担当・問合せ



1 はじめにー「TEAMはむら」とはー

現在、少子化等に伴い、中学校における部活動の設置・継続が困難な状況が全国的に広がっています。羽村市においても同様に、その傾向は今後、一層顕著になってくるものと想定されます。

羽村市教育委員会では、市内の中学生がスポーツ・文化・芸術活動に親しみ、心身の健全な育成を図るとともに、持続可能な環境を整備するため、令和7年度から、羽村の地域クラブ活動団体＝愛称「TEAM(チーム)はむら」の設置を支援しています。

「TEAMはむら」には、「T(たくさんの)E(笑顔が)A(あふれる)M(まち)はむら」を実現したいという願いが込められています。

羽村の子供たち一人一人が、多様な団体の中から自分に合った活動を選択し、仲間たちや地域の大人たちと共に取り組んでいくことを通じて、大きく成長してくれるよう、「TEAMはむら」を応援していきます。

本ガイドラインは、「TEAMはむら」が中学生にとって放課後等における望ましいスポーツ・文化芸術活動の機会となるよう、「TEAMはむら」の円滑な運営や安全な活動、認証までの流れ等について示してあります。各団体等におかれましては、本ガイドラインを参考に、子供たちの放課後等の活動の充実と地域展開の推進に向けて取り組んでいただきますよう、お願いします。

令和7年4月

2 「TEAMはむら」が目指すもの

- (1) 羽村の子供たちが、スポーツ・文化・芸術活動に親しみ、生涯スポーツ・生涯学習へとつながる豊かな経験を得られること。
- (2) 多様な団体の中から、活動方針・活動内容等について、子供たち一人一人が主体的に吟味し、自分に合った団体に所属して、活動に取り組めること。
- (3) 団体での活動を通して、好ましい人間関係を構築したり、自己肯定感、責任感、連帯感を涵養したりすることができること。

3 「TEAMはむら」に登録するには

「TEAMはむら」は、羽村市教育委員会が認証し、中学生に紹介する団体です。認証を受けるに当たっては、次の登録手続きが必要となります。

【ステップ1】

「羽村市地域クラブ活動団体登録要綱」及び「『TEAMはむら』実施ガイドライン」（本書）の内容を確認し、「羽村市地域クラブ活動団体登録申請書」（様式第1号）を作成する。

【ステップ2】

次の必要書類を作成する。

- ・団体規約
- ・「羽村市地域クラブ活動団体活動計画書」様式第2号
- ・予算書及び会計報告書
- ・会員名簿
- ・その他、教育委員会が提出を求める書類

- 「要綱」、「ガイドライン」及び様式等は、市公式サイトからダウンロードできます。



- 登録初年度は「会計報告書」の提出は必要ありません。

【ステップ3】

必要書類を、羽村市教育委員会 生涯学習部 生涯学習総務課に提出する。

【ステップ4】

教育委員会が審査を行い、承認の可否を決定します。

【ステップ5】

承認された団体は「TEAMはむら 紹介リスト」に掲載され、各中学校を通じて中学生に紹介されます。

- 提出は、持参、郵送又はメールにてお願いします。

窓口：羽村市役所西庁舎3階

郵送：〒205-8601

羽村市緑ヶ丘 5-2-1

- 審査の際、電話等で聞き取りを行う場合があります。
- 審査の結果は、担当から申請者に文書等で通知します。

○ 団体規約

団体規約には、「運営・活動体制」、「活動内容」、「活動日・活動時間」、「会費（参加費・経費）」、「会員の対象・条件」、「定員」、「入会の方法」、「団体責任者・会計（各1名）」、「その他、団体が必要とする事項」を明記すること。

団体規約は、会員及びその保護者にも配布し、内容について共有を図ってください。

○ 活動計画書

1年間の見通しをもって参加できるよう、年間の活動計画書を作成します。

活動計画書には、活動日、休養日、参加予定の大会の日程等を記入します。活動場所が固定されていない場合には、1か月ごとに詳細な活動予定表を作成し、会員及び保護者に配布してください。

○ 予算書・会計報告書

会員から会費（参加費・経費等）を徴収する場合には、必ず事前に予算書を作成し、会員及び保護者に配布した上で、徴収してください。

また、年度末（春休みに大会等がある場合は、終了後1か月以内）までに会計報告書を作成し、会員・保護者及び教育委員会に報告してください。

予算の設定及び決算の報告に当たっては、保護者の理解が得られるよう丁寧に説明するとともに、適正に管理してください。

○ 保険への加入

「TEAMはむら」として活動するに当たり、スタッフ及び会員は、保険に加入してください。

加入する保険は、医療機関の受診、賠償責任への補償等が含まれているものとします。また、活動に伴う移動に自転車を利用する場合には、自転車保険にも必ず加入してください。

加入先が分からないといった場合には、担当窓口（羽村市教育委員会 生涯学習部 生涯学習総務課）まで御相談ください。

○ 指導者講習会への参加

教育委員会では、「TEAMはむら」の適正な運営のため、毎年度、指導者講習会を実施します。

「TEAMはむら」登録団体の責任者及びスタッフは、必ず指導者講習会に参加することとします。

○ 登録の取消し

団体が本ガイドラインにおいて定められた事項を遵守せず、教育委員会の指導に従わない場合は、当該団体を公表し、登録を取り消すことがあります。



4 「TEAMはむら」活動ガイド

(1) 活動日・活動時間・休養日

- 各団体の活動は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）に準じて行うこと。
- 活動日は、週当たり最多で5日までとし、週に2日以上は休養日を設けること。
- 活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること。
- 中学校における定期考査の実施1週間前から実施までの期間や、学校行事当日及びその前後の期間等においては、会員の実情に応じて活動を配慮すること。
- その他、会員の個人情報や家庭事情等を考え、活動への参加が過度の負担とならないよう配慮すること。

(2) 安全管理

- 各団体の活動においては、会員の生命・健康・安全を最優先に考え、必要な措置を取ること。
- 活動場所や使用する用具の安全性について、団体責任者及びスタッフが、活動開始前に必ず確認するとともに、会員にも、十分に注意を促すこと。
- 欠席・遅刻する際の事前連絡を徹底するとともに、活動開始時に出欠席者の確認を行うこと。連絡なく不在の会員については、必ず保護者に確認の連絡を行うこと。その際、学校を通じての連絡は、原則行わないこと。
- 会員の活動中は、必ず団体責任者やスタッフが指導・観察し、会員の活動状況や健康状態等を着実に把握すること。
- AEDの設置場所や緊急時の連絡体制などを、団体責任者及びスタッフで共有し、緊急時には、迅速かつ適切に対応すること。
- 活動中に負傷等があった場合には、保護者に連絡するとともに、医療機関に搬送するなど、必要な措置を講じること。
- 頭部を打った場合には、救急車を要請し、医療機関への緊急搬送を行うこと。判断に迷う場合には、救急相談センター「＃7119」に電話し、相談すること。
- 活動中に会員の負傷などの事故が発生した場合には、上記の措置を講じた後、教育委員会（生涯学習総務課 042-555-1111 内線 352）に報告すること。

※ 熱中症への対策や、落雷事故の防止等については、「よくある質問」のコーナーを参照



(3) 活動場所への移動

- 活動場所への移動には、徒歩以外に、自転車や公共交通機関の利用が考えられる。安全な移動について、会員一人一人が自覚できるよう、指導を徹底すること。
- 会員が活動場所まで自転車で移動する場合には、必ず自転車保険に加入し、ヘルメットを着用すること。
- 活動場所への自転車利用に伴い、登校時に自転車を使用する場合には、中学校で定められたルール（校長への許可申請など）を遵守すること。
- 試合や大会、コンクール等に参加する場合には、集合・解散の時刻や場所について、会員・保護者に着実に伝えらるとともに、安全等、様々な状況を配慮して決定すること。
- 電車やバスの中での態度など、保護者とも協力の上、日頃から指導を行うこと。

(4) 活動場所

- 団体の活動場所として、市内公共施設を利用する場合には、次の内容について留意すること。
- 団体が、市の公共施設の利用を希望する場合には、羽村市体育館管理運営条例等に則って所定の手続きを行うこと。
- 団体が、市内小・中学校施設を利用する場合には、「羽村市立学校施設使用申請書」を作成・提出すること。

(提出先)

スポーツ団体：スポーツ推進課(S&Dスポーツアリーナ羽村)

羽村市羽加美1-29-5 042-555-0033(月曜日休館・祝日開館)

文化・芸術団体：生涯学習推進課(プリモホールゆとろぎ)

羽村市緑ヶ丘1-11-5 042-570-0707(月曜日休館・祝日開館)

- 活動の際は、申請した施設、設備のみを使用し、申請した時間内に終了すること。
 - 活動終了後は、施設・設備を現状復帰すること。
 - 小・中学校の備品(サッカーゴールや卓球台、バレーボールのネットや支柱など)は、使用することができるが、個人が使用する道具や消耗品(ラインパウダー、バドミントンのシャトル、応急セットなどは、各団体で用意すること。
 - その他、公共施設の使用に当たっては、施設管理者及び校長等の指示に従うこと。
- ※ 団体が、公共施設の使用許可の条件に違反したり、本ガイドラインに定められた事項を遵守しなかったりした場合は、使用許可の取消、使用の停止の措置を取ることがある。

(5) 個人情報の取り扱い

団体の運営に当たって収集した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、外部への漏洩や紛失等のないよう、適正に取り扱うこと。また、活動の様子や画像や動画などを団体のサイトやSNS等に掲載する場合には、会員及び保護者の許可を得た上で、個人や住所等が特定されることのないよう配慮して掲載すること。

※ 万が一、個人情報の紛失や漏洩等が発生した場合には、直ちに会員・保護者及び教育委員会(学校教育課)に報告し、教育委員会の指示の下、必要な対策を取ること。

(6) 適正な運営と健全育成（体罰・暴言・ハラスメントの根絶）

団体内における体罰や暴言、ハラスメントは、相手の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。会員である中学生に対してはもちろんのこと、スタッフ間においても同様であり、相手との信頼関係や保護者の容認などがあっても、決して正当化されるものではない。

体罰や暴言、ハラスメントは、行為を受けた者だけでなく、その場に居合わせた者に対しても、後々の人生にまで、身体的・精神的な苦痛を与えるものであることを理解し、根絶しなければならない。

「TEAMはむら」は中学生の健全育成を目的として認証・設置するものであることを踏まえ、各団体は、体罰・暴言・ハラスメント等のない、適正な運営を行うこと。

体罰等の許されない指導と考えられるもの（例）

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

〔例〕

- ア 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- イ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ウ 相手の生徒が受け身をできないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- エ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするよう）な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

引用：文部科学省「平成 25 年 5 月 運動部活動での指導のガイドライン」より



(7) 保護者の方々への対応

- 団体と保護者との信頼関係は、団体の指導方針の理解促進や、活動への取組の支援にもつながり、生徒は、団体と家庭の一貫したサポートを受けることができるようになる。
- 透明性のあるコミュニケーションにより、誤解やトラブルを未然に防ぎ、様々な問題が発生した場合も協力して解決に取り組むことができる。保護者の理解と協力があることで、活動に関する様々な依頼等についても、円滑な合意形成が期待できるようになる。
- 保護者が活動に対して肯定的な姿勢をもつことで、生徒のモチベーションの向上にもつながり、活動全体の活性化が図られる。信頼関係は、生徒・保護者・団体の三者が一体となって子供の豊かな成長を育むための不可欠な基盤と言える。以下にいくつかポイントを示す。

① 透明性のあるコミュニケーション

部活動の方針、練習内容、大会予定、費用などを定期的に明確に伝える。保護者会や通信、メール配信などを活用し、不安を解消する。特にけがや問題が発生した際は、迅速かつ正確な情報共有を行う。

② 個別の生徒への理解と配慮

一人一人の生徒の特性、能力、家庭環境を理解し、それを保護者と共有する。生徒の成長や課題について具体的に話し合い、家庭と学校が連携して支援できる体制を構築する。「うちの子をちゃんと見てくれている」と感じてもらえることが重要である。

③ 互いの役割を尊重した関係の構築

指導方針については専門性を有する指導者が決定することを理解してもらいつつ、保護者の意見に対し傾聴の姿勢を示すことが重要である。調整を図りながら、互いの役割を尊重した関係が築けるよう努める。

④ 感謝の気持ちの表現

保護者のサポート(送迎、応援、部費の支払いなど)に対して、定期的に感謝の気持ちを伝える。大会での応援や、活動への理解・協力に対して、時を逃さず謝意を伝えることが重要である。小さなことでも感謝を示すことは、保護者のモチベーションの向上と良好な関係の維持に直結する。

⑤ 問題解決への迅速な対応

トラブルや課題が発生した際は、迅速に対応すること。保護者からの相談や苦情に対し、真摯(しんし)に耳を傾け、解決に向けて具体的なアクションを示すこと。解決までに時間がかかっても、「一緒に考えて取り組んでいる」という姿勢を示すことで、信頼関係の維持につながる。



5 よくある質問

質 問	回 答
Q1 熱中症対策について教えてください。	○環境整備、活動内容の調整、体調管理、万が一の備えが重要です。 具体的には、暑さ指数(WBGT)を参考に活動を判断し、こまめな休息と水分・塩分補給を徹底することが必要です。体調が悪い時は絶対に無理をせずに、休息をとるようにしましょう。 WBGT31以上のときは、運動は原則中止です。 ※熱中症対策ガイドライン→ 
Q2 落雷対策について教えてください。	○天気予報を確認し、落雷注意報や警報が発表されている場合は活動を中止・延期することが重要です。特に屋外での活動時は、雷が鳴り始めたら活動を中止し、安全な場所に避難しましょう。
Q3 大会への参加について教えてください。	○各競技等によって大会参加の条件は様々です。近年、このように部活動の地域展開が進行する関係もあり、「TEAMはむら」のような地域クラブの参加もできるようになっています。詳しくは、主催者と確認するようにしてください。

6 その他

本ガイドラインは、必要に応じて適宜更新します。

7 担当・問合せ

○「TEAMはむら」全般に関する問合せについて

羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課

電話:042-555-1111(内線 378・379)

Eメール:s701000@city.hamura.tokyo.jp

○「TEAMはむら」の要綱に関する問合せについて

羽村市教育委員会生涯学習部生涯学習総務課

電話:042-555-1111(内線 352)

Eメール:s700000@city.hamura.tokyo.jp

○「TEAMはむら」の活動場所に関する問合せについて

羽村市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課・スポーツ推進課

プリモホールゆとろぎ:電話:042-570-0707

Eメール:s706000@city.hamura.tokyo.jp

S&Dスポーツアリーナ羽村:電話:042-555-0033

Eメール:s705005@city.hamura.tokyo.jp

